

## 財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱の制定について (平成24年2月17日の制度要綱制定時の説明)

ダムマイスターの仕組みについては、従来、平成22年8月18日付けの『「財団法人日本ダム協会 ダムマイスター」の試行について』(以下「試行について」という。)によって試行してきましたが、これまでの試行期間中の実績と成果を踏まえ、既に任命されたダムマイスターの方々の任期が切れるこの機会に、基本的に同内容の制度として本格実施することにし、平成24年2月17日付けで「財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱」(以下、「制度要綱」という。)を定めました。

制度の基本部分に変更はありませんが、変更点としては、

- ・試行から本格実施に移行したこと
- ・それに伴い文書の表題を「財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱」に改めたこと
- ・「法令遵守等」の規程を追加したこと

の3点です。

制度要綱では「試行期間との連続性の確保」について特別に定めており、これに基づいて、「試行について」に基づいて任命されたダムマイスターは今回制定された制度要綱によって任命されたダムマイスターと同等に取り扱われるなど、実質的に連続性のある運用がされることとなります。

制度要綱の施行期日は平成24年4月1日ですが、それ以前にも申請、審査など、任命に当たっての事前手続は可能となっています。これによって試行期間中のダムマイスターの任期(平成24年3月31日まで)と連続した形での任命が可能です。

「試行について」に基づいて現在任命されているダムマイスターの方々は、3月末で任期切れとなり、引き続きダムマイスターであることを希望される場合は、「制度要綱」に基づいて申請をして頂く必要がありますので、ご留意下さい。

詳細については、「Q&A」を用意してありますので、そちらをご覧ください。